

本誓寺

第三号

発行責任者
白崎 英旦

本山組織部から吉田是行住職に対し、門徒総会開催の通達がなされました!!

平成25年5月10日

平成二十五年二月二十八日付（組教発第七十七号）文書が本山組織部から仙台教務所長岡本学氏宛送達され、「仙台教務所長が責任役員・総代選定届を受理するにあたっては、住職に対し協議されたことを証明する書類の提出を求め、また提出された資料から十二分に協議されたことが明らかな場合のみ受理されるよう申し込みれます」（原文引用）とある旨記載されています。この内容は、吉田是行住職が提出した責任役員・総代届が本山から棄却されたことを意味し、当会のこれまでの活動が本山に評価され受け入れられた結果であると考えられます。このことを踏まえ、平成二十五年四月十六日付にて本誓寺代表役員吉田是行認められた地位にある方です。

候補衆による本誓寺における法要について
平成二十四年四月十一日付にて仙台教務所長森田成美氏が当会会長宛に通知しておりますように（左文面参照）、候補衆徒吉田明氏が本誓寺において法要を行うことは可能です。下記の電話番号・ファックスまたはメールにて吉田明氏にご連絡をお願い致します。候補衆徒とは住職後継者として本山から認められた地位にある方です。

候補衆徒 吉田明様 連絡先

〒 020-0016

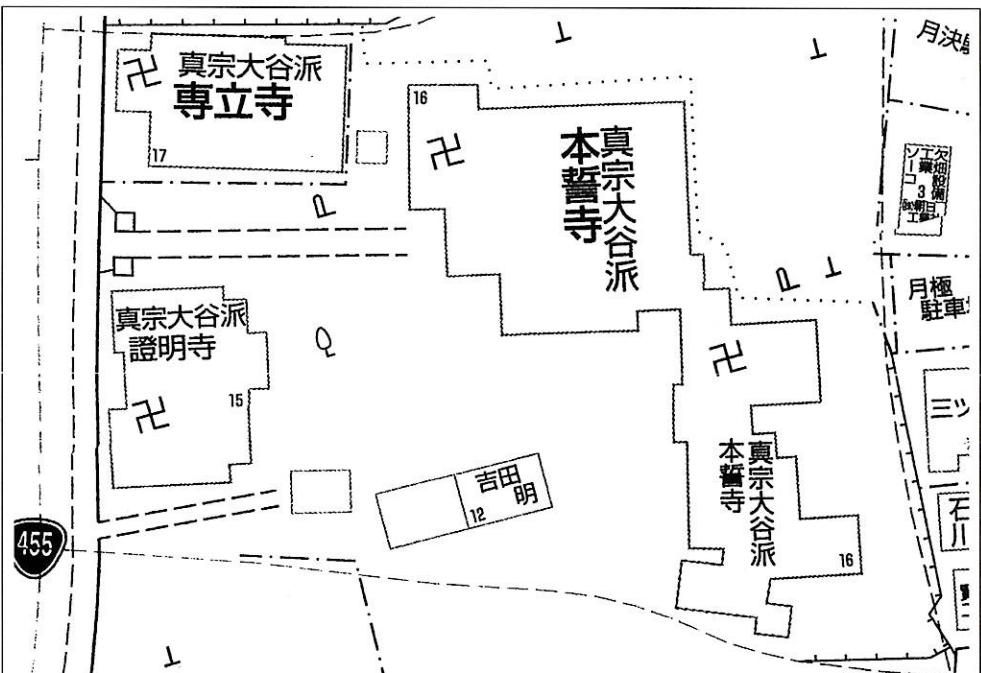
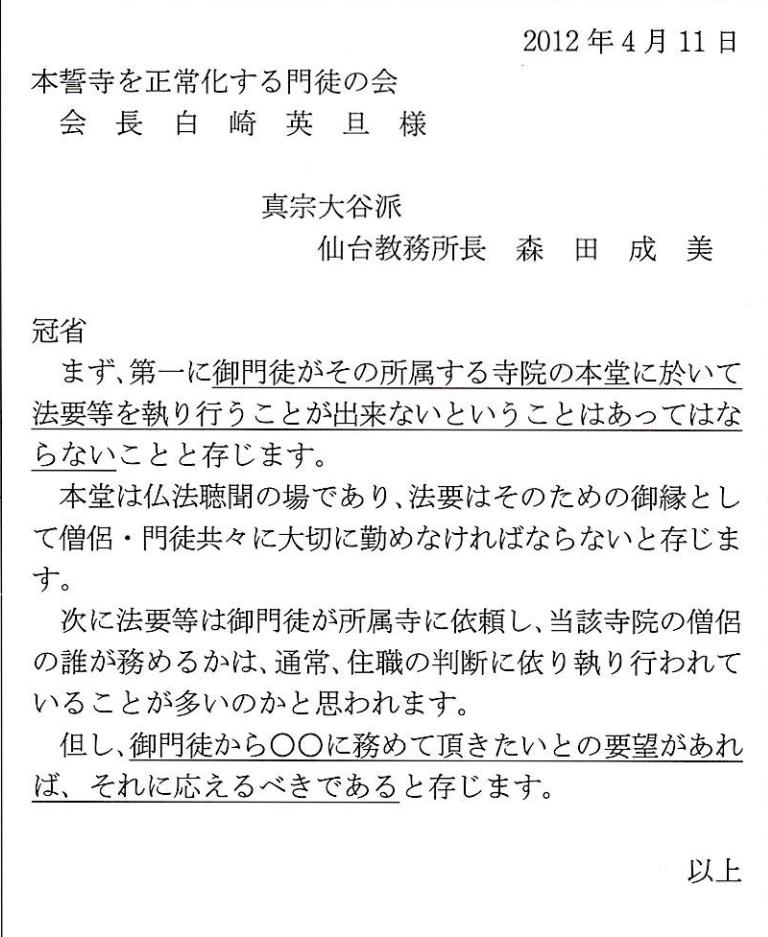
住所：盛岡市名須川町 3-12

電話：019-624-0321

FAX：019-624-0321

携帯電話：090-6250-5463

メール：ci3ay6@bma.biglobe.ne.jp



〈お知らせ〉

事務局では御門徒の皆様からの御意見、御質問、御要望を随時受け付けております。御遠慮なく文書、ファックス 019-662-7331 または、メール ogakoke@diamond.broba.cc にて御送付頂きますようお願い申し上げます。URL : <http://www.yonakuni.net/honseiji/>

平成25年5月10日

本誓寺は誰のものだと思いますか
住職のものでもなく、吉田家のものでもありません。「宗教法人本誓寺」として法務局に登記されていますので、個人の所有物ではありません。法人として寺を責任を持って運営するに当たり法律、本誓寺規則等は絶対に守らなければなりません。誰が責任を持つのか、それは法律、規則に則し、代表役員吉田是行氏と責任役員が負うものです。
代表役員は事務運営・会計経理・契約等一般社会における世俗的・契約等一般社会における世俗的事項を行う為の最高責任者です。本誓寺規則では代表役員と責任役員四名によって寺の運営がなされます。規則上、監事は存在しません。にも関わらず平成二十三年三名、平成二十四年二名の監事による記名、押印

前述しました経理報告ならびに総代の選定等が適正なものか確かめたいと思い、帳簿等を見せてくれるよう寺に求める裁判を本誓寺を正常化する門徒の会主催の総会の議決を基におこしてあります。この申し立ては本誓寺全門徒の権利と利益を守る為のものです。宗教法人の不適正な運営をめぐる問題がマスコミをにぎわすことが多くなっています。現在、本誓寺は責任役員・総代がいない異常な状態が続いている法人です。一日も早く「当たり前」の寺になる事を念じています。

平成二十五年度維持費について
五月中に例年のように連絡員会議が開催され、維持費の納入依頼が住職名にて門徒各位に届けられると思います。そもそも連絡員とは、維持会規約に規定されていた役職であり、維持会が開散された後の連絡員会議は慣例により召集されているものに過ぎません。維持会費と維持費の違いについて分からぬ皆様も多いと思います。維持費の納入については、現在進行中の裁判が結審の後に決定したいとの考えは賢明であると思います。

本誓寺

第三号

発行責任者
白崎 英旦

本誓寺は門徒総会開催のお願い書面をお送りしましたが、残念ながら総会開催についての具体的なお返事は頂けませんでした。本山の指導に従い一日も早く門徒総会を開催し、責任役員・総代の選定が民主的に行われることを強く要望するものです。

配布されました。規則にない監事による監査報告書が門徒各位に成させ、何のためらいもなく平気で門徒各位に報告する本誓寺に法人を責任を持って統括出来る能力があるか多いに疑問です。

このようにでたらめな文書を作成するものではありません。宗教法人本誓寺として法務局に登記されていますので、個人の所有物ではありません。法人として寺を責任を持って運営するに当たり法律、本誓寺規則等は絶対に守らなければなりません。誰が責任を持つのか、それは法律、規則に則し、代表役員吉田是行氏と責任役員が負うものです。
代表役員は事務運営・会計経理・契約等一般社会における世俗的・契約等一般社会における世俗的事項を行う為の最高責任者です。本誓寺規則では代表役員と責任役員四名によって寺の運営がなされます。規則上、監事は存在しません。にも関わらず平成二十三年三名、平成二十四年二名の監事による記名、押印

裁判の進捗状況について

平成二十五年四月二十二日、役員名簿等閲覧謄写請求訴訟の第三回公判が盛岡地方裁判所で行われました。吉田是行住職が当方からの第一準備書面（主張）に対する認否（記載された事実を認めるか否かを明らかにする書面）と自らの主張を述べる書面を準備し、五月二十七日（月）午前十一時から盛岡地方裁判所にて第四回公判が行われることになっております。